

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

[illegible]

(基礎賦課総額)

第12条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(神奈川県(以下「県」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))

_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担

(基礎賦課総額)

第12条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(神奈川県(以下「県」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))、介護保険法

(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担

する後期高齢者支援金等及び病床
転換支援金等並びに介護納付金

の納付

に要する費用に充てる部分に限
る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の
合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替
えられた法第75条の規定により交
付を受ける補助金(国民健康保険
事業費納付金の納付に要する費用
(県の国民健康保険に関する特別
会計において負担する後期高齢者
支援金等、病床転換支援金等及び
介護納付金

の納付に要する費用に
充てる部分に限る。以下このイに
おいて同じ。)に係るものを除
く。)及び同条の規定により貸し
付けられる貸付金(国民健康保険
事業費納付金の納付に要する費用
に係るものを除く。)の額

ウ・エ (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第16条 基礎賦課額の保険料率は、次の
とおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の
100分の32に相当する額を当該年度の
初日における一般被保険者の数で除
して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲
げる世帯の区分に応じ、それぞれア
からウまでに定めるところにより算
出した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外
の世帯 基礎賦課総額の100分の18
に相当する額を当該年度の初日
における一般被保険者が属する世帯
の数から特定同一世帯所属者(法
第6条第8号に該当したことにより

する後期高齢者支援金等及び病床
転換支援金等、介護納付金並びに

子ども・子育て支援納付金の納付
に要する費用に充てる部分に限
る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の
合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替
えられた法第75条の規定により交
付を受ける補助金(国民健康保険
事業費納付金の納付に要する費用
(県の国民健康保険に関する特別
会計において負担する後期高齢者
支援金等及び病床転換支援金等、
介護納付金並びに子ども・子育て
支援納付金

の納付に要する費用に
充てる部分に限る。以下このイに
おいて同じ。)に係るものを除
く。)及び同条の規定により貸し
付けられる貸付金(国民健康保険
事業費納付金の納付に要する費用
に係るものを除く。)の額

ウ・エ (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第16条 基礎賦課額の保険料率は、次の
とおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の
100分の32に相当する額を当該年度の
初日における被保険者の数で除
して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲
げる世帯の区分に応じ、それぞれア
からウまでに定めるところにより算
出した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外
の世帯 基礎賦課総額の100分の18
に相当する額を当該年度の初日
における被保険者が属する世帯
の数から特定同一世帯所属者(法
第6条第8号に該当したことにより

被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ （略）

2・3 （略）

（基礎賦課限度額）

第16条の6 第13条の基礎賦課額は、660,000円を超えることができない。

（加える）

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第16条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

（1） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県

被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ （略）

2・3 （略）

（基礎賦課限度額等）

第16条の6 第13条の基礎賦課額は、670,000円を超えることができない。

2 第13条の基礎賦課額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第16条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

（1） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県

の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。) _____

(2) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第16条の6の12 (略)

(加える)

(介護納付金賦課総額)

第16条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。) の額

(2) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額等)

第16条の6の12 (略)

2 第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(介護納付金賦課総額)

第16条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) （略）

（介護納付金賦課限度額）

第16条の12 第16条の8の 賦課額は、170,000円を超えることができない。

（加える）

（賦課額の端数計算）

第16条の13 第13条の基礎賦課額又は第16条の8の介護納付金賦課額（第19条又は第20条に規定する場合にあつては、同条の規定により算定した基礎賦課額又は介護納付金賦課額）に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) （略）

（介護納付金賦課限度額等）

第16条の12 第16条の8の介護納付金賦課額は、170,000円を超えることができない。

2 第16条の8の介護納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第16条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の

	<u>合算額</u> ア <u>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u> イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u> <u>（子ども・子育て支援納付金賦課額）</u>
（加える）	
（加える）	<u>第16条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u> <u>（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）</u>
（加える）	
（加える）	<u>第16条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> <u>（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）</u>
（加える）	
（加える）	<u>第16条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 所得割 子ども・子育て支援納付</u>
（加える）	

	<u>金賦課総額から、第16条の13第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u>
(加える)	<u>(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の32に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額</u>
(加える)	<u>(3) 18歳以上被保険者均等割 第16条の13第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の初日における18歳以上被保険者の数で除して得た額</u>
(加える)	<u>(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u>
(加える)	<u>ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u>
(加える)	<u>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u>
(加える)	<u>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u>

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の6の3_____の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第16条の8の額又は第20条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額

ろにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 町長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額等）

第16条の17 第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の6の3若しくは第16条の14の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第16条の8の額又は第20条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同

____、第20条の3第1項（同条第3項____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定

____は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第16条の6の3の額若しくは第16条の8の額又は第20条第1項各号に定める額

____、第20条の3第1項に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額

____の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号

____、第20条の3第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める

____額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額の算定は、

それぞれ、その納付義務が発生し、____又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の6の3、第16条の8若しくは第16条の14の額又は第20条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項に定める

____額、同条第5項____に定める額、第20条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号

から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

(加える)

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金

から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

3 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が670,000円を超える場合には、670,000円）とする。この場合において、減額して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金

額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号_____において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係

額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係

る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号_____において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に305,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯

る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯

に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に560,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の6の3」と、「660,000円」とあるのは「260,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の6の3」と、「670,000円」とあるのは「260,000円」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条第2項及び第3項」とあるのは「第16条の11第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

(加える)

(加える)

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「670,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条第2項及び第3項」とあるのは「第16条の11第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）とする。この場合において、減額して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割

	<u>の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u>
(加える)	<u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u>
(加える)	<u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u>
(加える)	<u>(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u>
(加える)	<u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u>

(加える)

(加える)

(加える)

(特例対象被保険者等の特例)

第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項

_____の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第16条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たりの軽減額、第2号の1人当たりの軽減額及び第3号の1人当たりの軽減額）の決定について準用する。この場合において、第16条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たりの軽減額、第2号の1人当たりの軽減額及び第3号の1人当たりの軽減額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、第16条の6の4、第16条の9及び第16条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含

まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2・3 （略）

（加える）

4 （略）

5 （略）

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と

_____、「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の6第3項」と読み替えるものとす

まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

2・3 （略）

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の16」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の16第3項」と読み替えるものとする。

5 （略）

6 （略）

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の6第3項」と読み替えるものとす

る。

(加える)

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。 _____

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第27条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

る。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、「第16条」とあるのは「第16条の16」と、第6項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の16第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が670,000円を超える場合には、670,000円）とする（第6項に掲げる場合を除く）。 この場合において、減額して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第27条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の6の3」と、「660,000円」とあるのは「260,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の11」と読み替えるものとする。

（加える）

5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の6の3」と、「670,000円」とあるのは「260,000円」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「670,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の11」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の14」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の16」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た

額が660,000円を超える場合には、660,000円)とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の6の3」と、「660,000円」とあるのは「260,000円」と、第6項

中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項

中「第16条」とあるのは「第16条の11」と読み替えるものとする。

(加える)

額が670,000円を超える場合には、670,000円)とする。

(1)・(2) (略)

7 (略)

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の6の3」と、「670,000円」とあるのは「260,000円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「670,000円」とあるのは「170,000円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第16条」とあるのは「第16条の11」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の14」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、第

(加える)	7項中「第16条」とあるのは「<u>第16条の16</u>」と読み替えるものとする。
(加える)	(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額) <u>第20条の5</u> 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第5項、第20条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。
(加える) (所得等の申告) <u>第20条の5</u> (略)	2 <u>第16条の16第3項</u>の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、<u>第16条の16第3項</u>の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。 (所得等の申告) <u>第20条の6</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。